



2022年5月13日

各 位

会 社 名 トランスコスモス株式会社
(登記社名: トランス・コスモス株式会社)
代表者名 代表取締役社長兼 COO 奥田 昌孝
(コード番号 9715 東証プライム市場)
問い合わせ先 上席常務執行役員
本社管理総括 法務本部長 堀石 尚男
T E L 050-1751-7700 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を2022年6月22日開催予定の第37回定時株主総会に付議することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 場所の定めのない株主総会を実施するための変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。

これに伴い、感染症拡大や自然災害をはじめとする大規模災害の発生や社会のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考えることから、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第11条第2項を追加するものであります。

なお、当社は、当該変更にあたり、経済産業大臣及び法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める上記の要件に該当する旨の確認を受けております。

(2) 株主総会資料の電子提供措置にかかわる変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項を法務省令で定める範囲で省略することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設ける。なお、本附則は期日経過後に削除。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集) 第 11 条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集) 第 11 条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

(次葉につづく)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第 2 条 現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 14 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022 年 6 月 22 日（水）
定款変更の効力発生日	2022 年 6 月 22 日（水）

以 上